○法務省厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

法務大臣　齋藤　健
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 五の二　機械・金属関係（一職種二作業） 職種：アルミニウム圧延・押出製品製造 作業：引抜加工作業／仕上げ作業 試験：アルミニウム圧延・押出製品製造技能実習評価試験 試験実施者：一般社団法人日本アルミニウム協会 六・七　（略）	**別表第一** 一～五　（略） （新設）
別表第二 一～五　（略） 六　機械・金属関係（十六職種三十一作業） 職種／作業 七・八　（略） （略） プリント配線板製造：プリント配線板設計作業／プリント配線板製造作業 アルミニウム圧延・押出製品製造：引抜加工作業／仕上げ作業	**別表第二** 一～五　（略） 六　機械・金属関係（十五職種二十九作業） 職種／作業 七・八　（略） （略） プリント配線板製造：プリント配線板設計作業／プリント配線板製造作業 （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。